

物価高騰に立ち向かう中小企業等に対する生産性向上支援助成金交付要綱

(目的)

第1条 物価高の影響により厳しい経営環境にある中小企業等が行う、生産性向上の取組に要する費用の一部を助成することにより、競争力を向上させ、もって地域経済の振興に寄与することを目的とする。

(助成金の交付対象者)

第2条 この要綱に定める物価高騰に立ち向かう中小企業等に対する生産性向上支援助成金(以下、「助成金」という。)の交付を受けることができる対象者は、次の(1)～(7)の全てを満たすものとする。

- (1) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に掲げる者(以下「中小企業等」という。)であること。
- (2) 北九州市内に事業所(本社、支店、営業所、工場等)を有し、今後も事業を継続する意思がある者であること。
- (3) 株式会社の場合にあつては、発行済の株式が中小企業等以外の会社により2分の1を超えて保有されていないこと。
- (4) 令和6年4月以降で、助成金を申請する日の属する月の前月までの連続する任意の3か月(以下「対象期間」という。)の売上総利益(以下「粗利」という。)が、令和4年4月以降のいずれかの同期間(以下「基準期間」という。)の粗利と比較して10%以上減少していること。(なお、粗利の算定にあつては、売上原価に、販売費及び一般管理費(以下「販管費」という。)のうち物価高騰の影響を受けたと認められる経費を含めて算定することができる。本算定を以下「広義の粗利」という。)
- (5) 市税の滞納その他の市に対する債務不履行がある等助成金の交付が適当でないと認められる者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(助成金の交付)

第3条 市長は、第1条の目的を達成するため、別表に掲げる事業(以下「助成対象事業」という。)を行う者に対し、予算の範囲内で助成金を交付する。

- 2 助成金の額は、助成対象事業に係る経費のうち市長が別に定める経費(以下「助成対象経費」という。)の合計額に2分の1を乗じて得た額以下(千円未満は切り捨てる。また上限は100万円とする。ただし、助成金の額が10万円未満となる場合は助成対象としない。)とする。
- 3 助成対象経費について、当該助成金と別に国、県若しくはこれらの関係団体等他の助成金等を受けている又は受ける予定となっている事業については、助成対象としないものとする。
- 4 助成対象経費は、原則、市内事業者への発注に限るものとする。

(交付申請書の提出)

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、別に定める申請書に、市長が定める書類を添付して、別に定める募集期間までに市長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、助成金の交

付の可否について決定のうえ、その旨を、当該申請を行った者に通知するものとする。

(実績報告)

第6条 前条の規定により助成金の交付決定の通知を受けた者（以下「助成事業者」という。）は、助成対象事業が完了したときは、その日から20日以内に別に定める助成金実績報告書に市長が定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

(交付額の確定)

第7条 市長は、前条に規定する実績報告があったときは、その内容を審査し、交付すべき助成金の額を確定し、当該額を助成事業者へ通知するとともに、別に定める方法により速やかに当該額の助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、取消しにより助成事業者に損害があっても、市長はその損害の責めを負わないものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。

(2) 助成金を他の用途に使用したとき。

(3) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(4) 別に定める宣誓及び同意事項に反する事実があったとき。

(5) この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は前項の規定により助成金の交付決定を取り消す場合には、別に定める方法により通知するものとする。

(助成金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に助成金を交付しているときは、別に定める方法により、期限を定めて返還を命ずるものとする。

2 前項の場合においては、市長は返還を命ずるべき者に対し、北九州市補助金等交付規則第20条の例による違約加算金及び延滞金を請求することができる。

(財産処分の制限)

第10条 助成事業者は、この要綱により助成金の交付を受けて取得した財産を、助成事業の完了した日の属する市の会計年度の翌年度の初日を起算日として、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間までは、市長の承認を受けずに助成金の交付目的に反して使用、撤去、譲渡、交換、貸付けしてはならない。

2 市長は、前項に規定する財産を助成金の交付目的に反して使用、撤去、譲渡、交換、貸付けに供することを承認しようとするときは、その交付した助成金の全部又は一部に相当する金額を市に返還させることができる。

(設備等の適正管理義務)

第11条 助成事業者は、この助成金の交付を受けて設置した設備及び備品等の適切な維持管理に努めなければならない。

(北九州市補助金等交付規則との関係)

第12条 助成金の交付については、この要綱に定めるもののほか、北九州市補助金等交付規則（昭和41年北九州市規則第27号）の定めるところによる。

(委任)

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、産業経済局長が別に定める。

(電子情報処理組織による申請)

第14条 第4条の規定にかかわらず、電子情報処理組織(市の機関等の使用に係る電子計算機と申請をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して申請を行わせることができる。

2 前項の規定により行われた申請については、当該申請を書面により行うものとして規定した第4条に規定する書面により行われたものとみなす。

3 第1項の規定により行われた申請は、同項の市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。

付 則

この要綱は、令和7年4月14日から施行する。

別表 第3条関連

1 助成対象事業	2 助成対象期間
(1)～(5)のいずれかに該当する取組であって、かつ、(6)に該当するもの (1) 省エネ投資の取組 (2) 効率化・高収益化の取組 (3) 新商品・新サービス開発の取組 (4) 売上拡大・経営改善の取組 (5) 人材確保・人材育成の取組 (6) 次に掲げるいずれかに該当しないこと ア 政治、宗教又は選挙活動に関わる事業 イ 公序良俗に反する事業 ウ その他助成金を交付することが適切でないと認められる事業	令和8年1月31日まで